

女川町地域防災計画（地震災害対策編）新旧対照表

頁	改 正（新）	現 行（旧）
	目次	目次
	第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策
	第1章 災害予防対策 略	第1章 災害予防対策 略
	第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
	第1節～第17節 略	第1節～第17節 略
	第18節 <u>家庭</u> 動物の収容対策	第18節 <u>愛玩</u> 動物の収容対策
	第19節～第30節 略	第19節～第30節 略
	第3章 災害復旧・復興対策 略	第3章 災害復旧・復興対策 略
	第3編 地震災害対策	第3編 地震災害対策
	第1章 災害予防対策	第1章 災害予防対策
1	第1節 基本的考え方	第1節 基本的考え方
	第1 東日本大震災の主な特徴 東日本大震災での地震は、 <u>複数の領域が連動して広範囲の震源域となった、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震</u> であり、栗原市の最大震度7をはじめ、宮城県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。 略	第1 東日本大震災の主な特徴 東日本大震災での地震は、 <u>マグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したもの</u> であり、栗原市の最大震度7をはじめ、宮城県内のほとんどで震度6弱以上の強い揺れを記録するとともに、巨大な津波を引き起こしている。 略
	1～6 略	1～6 略
2	7 <u>避難指示等の</u> 住民への情報途絶	7 <u>避難指示等の</u> 住民への情報途絶
	第2 略	第2 略
	第3 想定される地震の考え方	第3 想定される地震の考え方
	1～3 略	1～3 略
	略 なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと <u>や</u>	略 なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うこと <u>や</u>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<u>想定手法の限界等</u> から、想定には限界があること <u>や、被害想定を行ったもの</u> 以外の地震が発生する可能性に留意する。	_____から、想定には限界があること_____に留意する。
4	第2節 地震に強いまちの形成	第2節 地震に強いまちの形成
	第1～第4 略	第1～第4 略
5	<p><u>第5 所有者不明土地の利活用</u> <u>町は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消を図る等、防災対策を推進する。</u></p> <p><u>第6 地震防災緊急事業五箇年計画</u></p>	(新規)
6	<u>第7 土地利用</u>	<u>第6 土地利用</u>
7	<u>第8 市街地・集落の防災構造化</u>	<u>第7 市街地・集落の防災構造化</u>
	<u>第9 長寿命化計画の作成</u>	<u>第8 長寿命化計画の作成</u>
8	第3節 地盤に係る施設等の災害対策	第3節 地盤に係る施設等の災害対策
	第1～第6 略	第1～第6 略
10	第7 略	第7 略
	<p>第8 盛土等による災害防止 盛土等による災害防止は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第4 土砂災害予防対策 4 山地災害危険地区の計画的な整備の推進 (3) 盛土等による災害防止」を準用する。</p>	<p>第8 盛土等による災害防止 盛土等による災害防止は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第1節 第7 盛土等による災害防止」を準用する。</p>
	第9 略	第9 略
12	第4節 海岸・河川施設等の災害対策	第4節 海岸・河川施設等の災害対策
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 河川管理施設	第3 河川管理施設
	<p>1 <u>事業</u> の実施 河川管理者は、<u>河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を</u></p>	<p>1 <u>維持管理</u>の実施 河川管理者は、<u>震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努める</u></p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	<p><u>図る。</u></p> <p><u>町は、河川管理者が行う堤防等河川管理施設の整備や耐震性の確保等の事業について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p>
	(削除)	<p><u>2 計画的な耐震対策の推進</u></p> <p><u>河川管理者は、施設の耐震対策については、充分に診断を実施し、計画的に推進する。</u></p>
	<p><u>2 応急復旧及び水防活動の体制整備</u></p> <p>河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれて二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。</p>	<p><u>3 応急復旧及び水防活動の体制整備</u></p> <p>河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれて二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。</p>
	<p><u>3 防災拠点等の整備</u></p> <p>河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。</p> <p><u>町は、河川管理者が行う防災拠点等の整備について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p><u>4 防災拠点等の整備</u></p> <p>河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進める。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p>
13	第5節 交通施設の災害対策	第5節交通施設の災害対策
	第1 略	第1 略
	第2 道路施設	第2 道路施設
	1 道路	1 道路
	(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
	(3) 避難路の安全対策	(3) 避難路の安全対策
	イ 略	イ 略
	ロ 本町にとって最も重要な路線である国道398号は、片側一車線道路であり、 <u>がけ</u> 崩れ等の災害により寸断された場合、陸上交通が絶たれ、孤立を余儀なくされる可能性があることから、国、県に対し、_____国道398号の <u>石巻市稻井方面と雄勝方面</u> の整備推進を要望していく。	ロ 本町にとって最も重要な路線である国道398号は、片側一車線道路であり、 <u>崖</u> 崩れ等の災害により寸断された場合、陸上交通が絶たれ、孤立を余儀なくされる可能性があることから、国、県に対し、 <u>女川～石巻間における</u> 国道398号 <u>の石巻バイパス</u> の整備推進を要望していく。
14	第3 港湾施設	第3 港湾施設

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	1 略	1 略
	2 港湾施設の整備及び管理 港湾管理者は、耐震性に考慮した港湾施設の整備に努めるとともに、震災後の物資輸送に支障が生じることのないよう施設の維持管理に努め、防災対策の向上を図る。 <u>(削除)</u>	2 港湾施設の整備及び管理 港湾管理者は、耐震性に考慮した港湾施設の整備に努めるとともに、震災後の物資輸送に支障が生じることのないよう施設の維持管理に努め、防災対策の向上を図る。 <u>また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、航路泊地の浚渫事業の推進に努める。</u>
15	第4～第5 略	第4～第5 略
16	第6節 都市の防災対策	第6節 都市の防災対策
	第1 略	第1 略
	第2 市街地整備事業の推進	第2 市街地整備事業の推進
	1 略	1 略
	2 既存建築物の耐震化の推進 本町には、老朽化した木造住宅等が密集した地区が点在し、地震災害時には大きな被害が出ることが予想される。町は、防災性の高い市街地の形成を目指し、既存建築物の耐震化に関する計画 <u>_____を作成し、促進していく。</u>	2 既存建築物の耐震化の推進 本町には、老朽化した木造住宅等が密集した地区が点在し、地震災害時には大きな被害が出ることが予想される。町は、防災性の高い市街地の形成を目指し、既存建築物の耐震化に関する計画 <u>作成及び診断を積極的に行う</u> <u>_____。</u>
	第3 燃えにくい市街地等の整備の推進 <u>(削除)</u>	第3 燃えにくい市街地等の整備の推進 <u>1 復興基本計画によるまちづくりの推進</u> <u>本町における土地利用の基本方針となる女川町復興基本計画に基づき、都市としての防災機能の強化を図るための建築物の耐震化、不燃化、土地利用の誘導その他多様な手法の活用により、まちの「防災ブロック化」を総合的に推進する。</u>
	<u>1</u> 耐震機能強化施策の推進 既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに耐震改修を必要とする建築物に対し支援する。	<u>2</u> 耐震機能強化施策の推進 既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行い、さらに耐震改修を必要とする建築物に対し支援する。
	<u>2</u> 延焼遮断機能の強化施策の推進	<u>3</u> 延焼遮断機能の強化施策の推進

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	延焼遮断機能の強化施策の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第3 燃えにくい市街地の整備の推進 1 延焼遮断機能の強化施策の推進」を準用する。	延焼遮断機能の強化施策の推進は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第3 燃えにくい市街地の整備の推進 1 延焼遮断機能の強化施策の推進」を準用する。
	<u>3</u> 防火地域、準防火地域の指定 防火地域、準防火地域の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第3燃えにくい市街地の整備の推進 2 防火地域、準防火地域の指定」を準用する。	<u>4</u> 防火地域、準防火地域の指定 防火地域、準防火地域の指定は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第2節 第3燃えにくい市街地の整備の推進 2 防火地域、準防火地域の指定」を準用する。
	<u>4</u> 住宅密集地区の防災まちづくりの推進 沿道不燃化の促進と <u>あわせて</u> 、特に住宅密集地区については、耐震化、不燃化の建て替えを働きかけるとともに、オープンスペースとしての緑地等を確保し、延焼遮断及び避難場所としての機能、被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備について検討する。	<u>5</u> 住宅密集地区の防災まちづくりの推進 沿道不燃化の促進と <u>併せて</u> 、特に住宅密集地区については、耐震化、不燃化の建て替えを働きかけるとともに、オープンスペースとしての緑地等を確保し、延焼遮断及び避難場所としての機能、被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備について検討する。
17	<u>5</u> 木造住宅密集地域が残る場合の対応 木造住宅密集地域が残る場合、町は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。	<u>6</u> 木造住宅密集地域が残る場合の対応 木造住宅密集地域が残る場合、町は、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。
	第4 略	第4 略
18	第7節 建築物等の予防対策	第7節 建築物等の予防対策
	第1 略	第1 略
	第2 公共建築物	第2 公共建築物
	1 公共建築物全般の対策	1 公共建築物全般の対策
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	<u>(削除)</u>	<u>(4) 施設の集約・拠点化</u> <u>町役場、交番、消防署等、災害時の防災対応上、重要な役割を担う機関については、安全な地域に再整備し、相互連携を考慮した集約、拠点化を進める。</u>
	2 町所有建築物	2 町所有建築物
	イ 町では、木造の地域集会所等一部を除き、公共施設の耐震診断を完了し	イ 町では、木造の地域集会所等一部を除き、公共施設の耐震診断を完了し

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	している。今後は、診断結果に基づき必要のある建築物については、 <u>建て替え</u> 、補強工事等を行う。	ている。今後は、診断結果に基づき必要のある建築物については、 <u>精密診断</u> 、補強工事等を行う。
19	口 略	口 略
19	3 略	3 略
	第3 一般建築物	
	1 県及び関係団体と協力して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された昭和56年以前の建築物について、所有者自らが耐震診断及び改修等を実施するよう促すなど、一般建築物の耐震化の促進に努める。	1 県及び関係団体と協力して、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された昭和56年以前の特定建築物について、所有者自らが耐震診断及び改修等を実施するよう促すなど、一般建築物の耐震化の促進に努める。
	2 略	2 略
	3 住民からの地震対策に関する相談に当たるとともに、建築関係団体の協力を得て <u>耐震診断の相談に対応していく</u> 。	3 住民からの地震対策に関する相談に当たるとともに、建築関係団体の協力を得て「 <u>耐震診断相談窓口</u> 」を開設する。
	4 略	4 略
	第4 ブロック塀等の安全対策	第4 ブロック塀等の安全対策
	1 町は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的に、 その安全性の確保を啓蒙するとともに、倒壊のおそれのあるものの除去に対し支援する。	1 町は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等への被害を防止することを目的に、 <u>通学路及び避難道路沿いのブロック塀等を対象に</u> 、その安全性の確保を啓蒙するとともに、倒壊のおそれのあるものの除去に対し支援する。
	第5～第8 略	第5～第8 略
21	第8節 ライフライン施設等の予防対策	第8節 ライフライン施設等の予防対策
	第1 略	第1 略
	第2 水道施設	第2 水道施設
	(1) 町は、 <u>地震災害</u> 時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池等の基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路 <u>について</u> 耐震性の強化、液状化対策、地盤の状況及び地震災害等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。	(1) 町は、 <u>震災</u> 時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池等の基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の <u>耐震性の強化、液状化対策、地盤の状況及び地震災害等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。</u>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	(2) ~ (6) 略	(2) ~ (6) 略
	2~4 略	2~4 略
22	<p>第3 <u>上下水道施設</u> 町は、<u>上下水道施設</u>の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p>	<p>第3 <u>下水道施設</u> 町は、<u>下水道施設</u>の被災が住民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。</p>
	1~2 略	1~2 略
	<p>3 <u>上下水道防災体制</u> <u>上下水道防災体制</u>は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第3 <u>上下水道施設 3 上下水道防災体制</u>」を準用する。</p>	<p>3 <u>下水道防災体制</u> <u>下水道防災体制</u>は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第4節 第3 <u>下水道施設 3 下水道防災体制</u>」を準用する。</p>
	第4 電力施設	第4 電力施設
	<p>1 東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、震災による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、<u>平時</u>から防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努め、被災時における早急な応急復旧体制の確立を図る。 <u>町は、東北電力(株)及び東北電力ネットワーク㈱が行う以下の対策について、その実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>1 東北電力(株)及び東北電力ネットワーク(株)は、震災による施設の被害を最小限に抑えるため、電力供給施設・設備の防災性の向上に努めるとともに、<u>平常時</u>から防災訓練の実施、従業員に対する防災教育を実施し、防災意識の高揚に努め、被災時における早急な応急復旧体制の確立を図る。</p>
	(1) ~ (6) 略	(1) ~ (6) 略
23	2~3 略	2~3 略
	第5 略	第5 略
	第6 電信・電話施設	
	<p>1 設備の災害予防 <u>NTT東日本株式会社 宮城事業部</u>は、電気通信施設の公共性に鑑み、<u>地震災害</u>時においても重要通信を確保できるように<u>平時</u>から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所</p>	<p>1 設備の災害予防 <u>東日本電信電話㈱宮城支店</u>は、電気通信施設の公共性に鑑み、<u>震災</u>時においても重要通信を確保できるように<u>平常時</u>から非常用電源等の整備により設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置に努め、町の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所</p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかつた都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p><u>町は、NTT 東日本株式会社 宮城事業部が実施する設備の災害予防の取組について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>の確保、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかつた都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <hr/> <hr/>
(1) ~ (3) 略	(1) ~ (3)	
24 2~4 略	2~4 略	
第7~第8 略	第7~第8 略	
25 第9節 危険物施設等の予防対策	第9節 危険物施設等の予防対策	<p>第1 目的</p> <p>災害時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。</p> <p>このため、<u>消防機関の協力を得て</u>各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底するなど、地震対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施を推進する。</p> <p>また、<u>法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性</u>の向上、緩衝地帯の整備を図る。</p> <p>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性<u>並</u>びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、地震災害により危険物等災害の拡大が予想される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。</p>
第2 各施設の予防対策	第2 各施設の予防対策	<p>各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるよう計画を策定する。</p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。</p> <p><u>町は、各施設管理者が行う予防対策について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>また、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>第3 危険物施設</p> <p>消防機関は、危険物施設等の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。</p> <p><u>町は、消防機関が実施する次の指導について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>第3 危険物施設</p> <p>消防機関は、危険物施設等の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、地震対策と防災教育の推進を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>1 安全指導の強化</p> <p>危険物事業所の管理者、<u>所有者又は占有者</u>、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。</p>	<p>1 安全指導の強化</p> <p>危険物事業所の管理者、_____危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。</p>
	2～5 略	2～5 略
26	第4 高圧ガス施設	第4 高圧ガス施設
	<p>1 高圧ガス販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、<u>あわせて</u>、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p><u>町は、高圧ガス販売、貯蔵等の事業者が行う、防災に必要な装備、資機材の充実について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>1 高圧ガス販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、<u>併せて</u>、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
	<p>2 県は、宮城県高圧ガス保安協会と密接な連携を図りつつ、<u>自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し</u>、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、耐震対策や設備等の安全化を図る<u>ほか、必要に応じ改善その他の措置命令を行う</u>。</p> <p><u>町は、県が行う自主保安体制の整備及び保安意識の高揚推進や各種検査・講習回答を通じた指導助言、改善その他の措置命令について、実施状況の把握と調整・要望等を行うものとする。</u></p>	<p>2 県は、宮城県高圧ガス保安協会と密接な連携を図りつつ、_____各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、耐震対策や設備等の安全化を図る_____。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	第5～第8 略	第5～第8 略
28	第10節 情報通信網の整備	第10節 情報通信網の整備
	第1 略	第1 略
	第2 情報伝達ルートの多重化 情報伝達ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 <u>第2 情報伝達ルートの多重化</u> 」を準用する。	第2 情報伝達ルートの多重化 情報伝達ルートの多重化は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 <u>第3 情報伝達ルートの多重化</u> 」を準用する。
	第3 防災広報無線等の整備拡充	第3 防災広報無線等の整備拡充
	1 町は、大規模 <u>災害</u> 時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災広報無線(<u>戸別受信機を含む。以下同じ</u>)等の整備拡充に努める。防災広報無線設備整備においては、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。 また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進するとともに、各設備等の <u>耐震性確保や</u> 、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。	1 町は、大規模 <u>震災</u> 時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災広報無線(<u>戸別受信機を含む。以下同じ</u>)等の整備拡充に努める。防災広報無線設備整備においては、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。 また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備、再生可能エネルギー等の非常用電源設備の整備・活用を促進し、各設備等 <u>については耐震性の強化に努めるとともに</u> 、停電時を想定した実践的な訓練を実施し、防災体制の強化を図る。
	2 略	2 略
	第4 職員参集等防災システムの整備	第4 職員参集等防災システムの整備
	1 略	1 略
	2 <u>地震災害</u> 時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」(以下「MIDORI」という。)との連携や震度情報ネットワークシステムの活用等、職員が緊急時に自主参集できるシステム <u>を整備</u> するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立 <u>を図る</u> 。	2 <u>震災</u> 時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」(以下「MIDORI」という。)との連携や震度情報ネットワークシステムの活用等、職員が緊急時に自主参集できるシステム <u>の構築を検討</u> するとともに、発災初動時における情報収集連絡体制の確立 <u>に努める</u> 。
29	第5 住民に対する通信手段の整備	第5 住民に対する通信手段の整備

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	住民に対する通信手段の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>5</u> 住民に対する通信手段の整備」を準用する。	住民に対する通信手段の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>6</u> 住民に対する通信手段の整備」を準用する。
	第6 独立想定地域の通信手段の確保 独立想定地域の通信手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>6</u> 独立想定地域の通信手段の確保」を準用する。	第6 独立想定地域の通信手段の確保 独立想定地域の通信手段の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>7</u> 独立想定地域の通信手段の確保」を準用する。
	第7 非常用電源の確保 非常用電源の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>7</u> 非常用電源の確保」を準用する。	第7 非常用電源の確保 非常用電源の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>8</u> 非常用電源の確保」を準用する。
	第8 大容量データ処理への対応 大容量データ処理への対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>8</u> 大容量データ処理への対応」を準用する。	第8 大容量データ処理への対応 大容量データ処理への対応は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第5節 第 <u>9</u> 大容量データ処理への対応」を準用する。
30	第11節 略	第11節 略
31	第12節 防災拠点等の整備・充実	第12節 防災拠点等の整備・充実
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 防災拠点機能の確保・充実	第3 防災拠点機能の確保・充実
	1 略	1 略
	2 町及び防災関係機関は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について <u>あらかじめ整備しておく</u> 。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について <u>明確にしておく</u> 。	2 町及び防災関係機関は、庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について <u>検討する</u> 。また、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について <u>検討する</u> 。
	3 町及び防災関係機関は、災害時に住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を <u>整備する</u> 。	3 町及び防災関係機関は、災害時に住民が避難してくることも想定し、食料・飲料水・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を <u>検討するよう努める</u> 。
	4 略	4 略
	第4～第6 略	第4～第6 略
33	第13節 相互応援体制の整備	第13節 相互応援体制の整備
	第1 略	第1 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	第2 相互応援体制の整備	第2 相互応援体制の整備
	<p>1 受入<u>体制</u>の整備</p> <p>町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置づけるよう努め、<u>県は、町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u>あわせて、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。</p> <p>また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、適切な空間の確保に配慮する_____。</p> <p><u>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化を図る。</u></p>	<p>1 受入<u>れ</u>体制の整備</p> <p>町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、_____</p> <p style="text-align: right;">応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、積雪寒冷地特有の課題を踏まえた資機材の配備や訓練等を行うよう配慮する。</p> <p>また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際は、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等、適切な空間の確保に配慮する<u>ものとする</u>。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
2～3 略	2～3 略	
34	<p><u>4 緊急消防援助隊の受入体制の整備</u></p> <p><u>緊急消防援助隊の受入体制の整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第8節 第2 相互応援体制の整備 4 緊急消防援助隊の受入体制の整備」を準用する。</u></p>	(新規)
35	第3～第10 略	第3～第10 略
	第14節～第15節 略	第14節～第15節 略

頁	改 正(新)	現 行(旧)
38	第16節 火災予防対策	第16節 火災予防対策
	<p>第1 目的 地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、消防力の強化、消防水利の整備等、火災予防対策の徹底に努める_____。</p>	<p>第1 目的 地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより_____、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、消防力の強化、消防水利の整備等、火災予防対策の徹底に努めるものとする。</p>
	第2 出火防止、火災予防の徹底	第2 出火防止、火災予防の徹底
	1～2 略	1～2 略
	<p>3 防災教育の推進及び民間防火組織の育成 町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、地域の自主防災組織等を通じて、住民の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの火災予防思想について普及啓発を推進する_____。</p>	<p>3 防災教育の推進_____ 町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、地域の自主防災組織等を通じて、住民の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災思想について普及啓発を推進するとともに、幼少年消防クラブの育成指導に努める。</p>
	4～5 略	
	<p>6 初期消火体制の強化 地震発生時の延焼火災及び延焼火災による人的、物的被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、早期通報、初期消火を行うことが重要なため、家庭や事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。 また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。</p>	<p>6 初期消火体制の強化 地震発生時の延焼火災_____を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、早期通報、初期消火を行うことが重要なため、家庭や事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
39	第3 消防力の強化	第3 消防力の強化
	1 消防組織の充実強化	(新規)

頁	改 正（新）	現 行（旧）
	<p><u>地震災害時における消防業務の対応体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、消防団における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、消防団等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。</u></p> <p><u>さらに、火災による人的、物的損害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。</u></p>	
	<p><u>2 消防資機材等の整備</u></p> <p><u>火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、町及び消防機関は、消防資機材の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を積極的に推進する。</u></p>	<p><u>1 消防資機材等の整備</u></p> <p><u>町及び消防機関は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進を図り、消防力の強化に努める。</u></p>
	<p><u>3 消防団の育成</u></p> <p><u>消防団の育成は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第19節 第2 火災予防対策 5 消防団の育成」を準用する。</u></p>	<p><u>2 消防団の育成</u></p> <p><u>(略)</u></p>
	<p><u>4 連携強化</u></p> <p><u>町は、<u>平時</u>から石巻地区広域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</u></p>	<p><u>3 連携強化</u></p> <p><u>町は、<u>平常時</u>から石巻地区広域行政事務組合消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。</u></p>
	<u>(削除)</u>	<p><u>4 消防用機械、資機材、装備品及び設備等の整備・普及</u></p> <p><u>町は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材及び無線機等の装備品の整備促進に努める。</u></p>
	5 略	5 略
	<p><u>6 火災予防措置</u></p> <p><u>火災予防措置は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第23節 第1 火災予防対策 9 火災予防措置」を準用する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
40	第4～第6 略	第4～第6 略

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
41	第17節 避難対策 第1～第2 略 第3 指定緊急避難場所の確保	第17節 避難対策 第1～第2 略 第3 指定緊急避難場所の確保
	1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 略 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時に おいて、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備する。	1 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 略 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時に おいて、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
	2～5 略	2～5 略
42	6 指定緊急避難場所の指定基準等 (1)～(6) 略	6 指定緊急避難場所の指定基準等 (1)～(6) 略
	(7) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 (8)～(13) 略	(7) 臨時ヘリポートあるいは()着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。 (8)～(13) 略
	第4 避難路の確保	第4 避難路の確保
	1～2 略	1～2 略
43	3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。 <u>(削除)</u>	3 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。 <u>町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。</u>
	4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等 <u>町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難</u>	4 避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等 <u>_____</u>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<u>経路の変更や危険要因等の排除に努める。</u>	
第5～第9 略	第5～第9 略	
45 第10 避難計画の作成	第10 避難計画の作成	
1 町の対応 町は、次の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した津波避難計画を令和 <u>6</u> 年度に <u>策定</u> したところであり、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。	1 町の対応 町は、次の事項に留意し、指定緊急避難場所、避難経路等を明示した津波避難計画を令和 <u>5</u> 年度に <u>作成</u> したところであり、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・指定避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。	
(1)～(4) 略 なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に <u>当たっては</u> 、「避難情報に関するガイドライン」(<u>内閣府</u> 、令和3年5月 <u>改定</u>)を参考とする。	(1)～(4) 略 なお、避難情報の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に <u>あたっては</u> 、「避難情報に関するガイドライン」(_____令和3年5月 <u>策定</u>)を参考とする。	
2 略	2 略	
第11 避難に関する情報	第11 避難に関する情報	
1 略	1 略	
2 町は、避難場所、避難所、避難路等地震災害に関するハザードマップ、防災マップ、地震災害発生時の行動マニュアル等を <u>分</u> かりやすく作成し、事前に住民等へ配布することにより周知を図る。 なお、防災マップの作成に <u>当たっては</u> 住民も参加する <u>など</u> の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を <u>図る</u> よう努める。	2 町は、避難場所、避難所、避難路等地震災害に関するハザードマップ、防災マップ、地震災害発生時の行動マニュアル等を <u>わ</u> かりやすく作成し、事前に住民等へ配布することにより周知を図る。 なお、防災マップの作成に <u>あたっては</u> 住民も参加する <u>等</u> の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を <u>図る</u> よう努める。	

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	3 略	3 略
47	第18節 避難受入 <u>対策</u>	第18節 避難受入 <u>れ</u> 対策
	第1 略	第1 略
	第2 避難所の確保	第2 避難所の確保
	<p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受<u>入れ</u>、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民への周知徹底を図る</u>。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐え<u>得</u>る施設とする。</p>	<p>1 指定避難所の指定と周知</p> <p>町は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受<u>け入れ</u>、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、<u>位置や避難に当たっての方法を住民に周知する</u></p> <p><u>_____</u>。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐え<u>う</u>る施設とする。</p>
	2~8 略	2~8 略
48	第3 略	第3 略
	<p>第4 避難所における<u>家庭</u>動物の対策</p> <p>避難所における<u>家庭</u>動物の対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第4 避難所における<u>家庭</u>動物の対策」を準用する。</p>	<p>第4 避難所における<u>愛護</u>動物の対策</p> <p>避難所における<u>愛護</u>動物の対策は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第12節 第4 避難所における<u>愛護</u>動物の対策」を準用する。</p>
	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、応急仮設住宅（建設型応急住宅）はできる限り集団的に建設可能な場所に設置するため、公有地等建設可能な用地を<u>事前に</u>把握し、<u>県が協定を締結した団体等</u>と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備<u>を図る</u>。</p>	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等を把握するとともに、応急仮設住宅（建設型応急住宅）はできる限り集団的に建設可能な場所に設置するため、公有地等建設可能な用地を<u>_____</u>把握し、<u>(一社) プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p>

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	また、迅速かつ円滑的な応急仮設住宅の供給を確保するため、県と連携の上、建設に要する資機材の必要数確保に向けた広域的な調達体制づくりを促進する。	また、迅速かつ円滑的な応急仮設住宅の供給を確保するため、県と連携のうえ、建設に要する資機材の必要数確保に向けた広域的な調達体制づくりを促進する。
	第6～第8 略	第6～第8 略
49	第19節 略	第19節 略
50	第20節 ボランティアのコーディネート	第20節 ボランティアのコーディネート
	第1～第2 略	第1～第2 略
51	第3 災害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化 災害ボランティア活動の環境整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第3灾害ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」を準用する。	第3 災害ボランティア活動の環境整備 災害ボランティア活動の環境整備は、「第2編 風水害等災害対策 第1章 第14節 第3灾害ボランティア活動の環境整備」を準用する。
	第4～第7 略	第4～第7 略
52	第21節～第23節 略	第21節～第23節 略
55	第24節 積雪寒冷期における地震災害予防対策	第24節 積雪寒冷期における地震災害予防対策
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 避難所体制の整備 避難所の運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、防災広報無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。	第3 避難所体制の整備 避難所の運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話、防災広報無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
56	第25節 防災知識の普及	第25節 防災知識の普及
	第1 略	第1 略
	第2 防災知識の普及、徹底	第2 防災知識の普及、徹底
	1 略	1 略
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
	(5) 地震災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識	(5) 地震災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	(北海道・三陸沖地震後発地震注意情報が <u>発表</u> された場合を含む)	(北海道・三陸沖地震後発地震注意情報が <u>発信</u> された場合を含む)
	(6)～(10) 略	(6)～(10) 略
	2 住民等への防災知識の普及	2 住民等への防災知識の普及
	(1) 防災関連行事の実施	(1) 防災関連行事の実施
	イ～ロ 略	イ～ロ 略
57	<p>ハ <u>「みやぎ鎮魂の日」の普及・啓発</u> 町は、東日本大震災の教訓を忘れず、<u>地震・津波</u>への備えを普及・啓発するため、<u>「みやぎ鎮魂の日」の周知とその趣旨にふさわしい取組を行うように努める。</u></p>	<p>ハ <u>東日本大震災発生日の位置づけ検討</u> 町は、東日本大震災の教訓を忘れず、<u>_____津波</u>への備えを普及・啓発するため、<u>その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する</u> <u>_____。</u></p>
	(2) 略	(2) 略
	(3) 専門家の活用 町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門家の活用を図る_____。	(3) 専門家の活用 町は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等、地震災害に関する専門家の活用を図る <u>ものとする。</u>
	(4) 普及・啓発の実施	(4) 普及・啓発の実施
58	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑦ 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動 ⑧ 家庭内での予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低3日間、推奨一週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備 ・ 自動車へのこまめな満タン給油 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について 	<p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑦ 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動 ⑧ 家庭内での予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「最低3日間、推奨一週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、防寒具等）の準備 ・ 自動車へのこまめな満タン給油 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>ての準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 出火防止等の対策の内容 <u>(消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等)</u> ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>⑨ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震が発生した場合の出火防止 ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動 ・ 自動車運行の自粛 ・ その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合にとるべき行動 ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など <p>⑩ 略</p>	<p>ての準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・ 出火防止等の対策の内容 <u>(消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等)</u> ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>⑨ 災害時にとるべき行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震が発生した場合の出火防止 ・ 近隣の人々と協力して行う救助活動 ・ 自動車運行の自粛 ・ その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合にとるべき行動 ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など <p>⑩ 略</p>
59	(5)～(8) 略	(5)～(8) 略
	3～6 略	3～6 略
60	第3～第6 略	第3～第6 略
63	第26節 地震防災訓練の実施	第26節 地震防災訓練の実施
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 訓練の実施及び参加	第3 訓練の実施及び参加
	1 町は、毎年、 <u>みやぎ県民防災の日</u> （6月12日）、 <u>防災の日</u> （9月1日）及び <u>津波防災の日</u> （11月5日）等に、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して住民参加による総合防災訓練を実施する。	1 町は、毎年、6月12日 <u>(みやぎ県民防災の日)</u> 、9月1日 <u>(防災の日)</u> 及び11月5日 <u>(津波防災の日)</u> 等に、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して住民参加による総合防災訓練を実施する。

頁	改 正(新)	現 行(旧)
64	2～6 略 第4 略	2～6 略 第4 略
65	第5 防災関係機関の防災訓練	第5 防災関係機関の防災訓練
66	<p>1 実践的かつ効果的な訓練の推進 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大規模地震災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。 なお、訓練は定期的・継続的に行うことが重要なことから、住民が興味を持つ訓練を企画・実施するよう努める。</p>	<p>1 実践的かつ効果的な訓練の推進 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項（シナリオ）については、過去の大震災_____の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。 なお、訓練は定期的・継続的に行うことが重要なことから、住民が興味を持つ訓練を企画・実施するよう努める。</p>
	2～5 略	2～5 略
	第6 略	第6 略
	第7 企業の防災訓練	第7 企業の防災訓練
	1 略	1 略
67	2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所や指定避難所として指定されている場合は、地震災害時に指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、避難者の受け入れ等の訓練等を実施する。	2 企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所_____として指定されている場合は、地震発生の際に指定緊急避難場所_____となることを想定し、避難者の受け入れ等の訓練等を実施する。
	3 略	3 略
68	第27節 略	第27節 略
69	第28節 地域における防災体制 第1～第4 略	第28節 地域における防災体制 第1～第4 略
	第5 自主防災組織の活動	第5 自主防災組織の活動
	1 略	1 略
	2 災害発生時の活動	2 災害発生時の活動
	(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
70	(4) 避難の実施	(4) 避難の実施
	イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。	イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	(イ) 市街地……………火災、落下物、危険物 (ロ) 山間部、起伏の多いところ…… <u>土石流</u> 、がけ崩れ、地すべり（土砂災害危険箇所） (ハ) 海岸地域……………津波 (ニ) 河川……………津波、決壊、氾濫	(イ) 市街地……………火災、落下物、危険物 (ロ) 山間部、起伏の多いところ……_____がけ崩れ、地すべり（土砂災害危険箇所） (ハ) 海岸地域……………津波 (ニ) 河川……………津波、決壊、氾濫
	ロ～ハ 略	ロ～ハ 略
	(5)～(6) 略	(5)～(6) 略
	第6 略	第6 略
71	第29節 略	第29節 略
72	第30節 企業等の防災対策の推進	第30節 企業等の防災対策の推進
	第1 略	第1 略
	第2 企業等の役割	第2 企業等の役割
	1 企業等の活動	1 企業等の活動
	(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
	<u>(5) 町長への報告</u> <u>防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の策定・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、策定した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。</u>	<u>(新規)</u>
73	2 略	2 略
	第3 略	第3 略
	第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
75	第1節 防災活動体制	第1節 防災活動体制

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	第1～第2 略	第1～第2 略
	第3 配備体制	第3 配備体制
	1 略	1 略
	2 配備体制の時期及び内容 地震災害に対処するため、災害の状況により別に示す (※) 配備体制のうち必要な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。	2 配備体制の時期及び内容 地震災害に対処するため、災害の状況により別に示す—配備体制のうち必要な配備体制を指令するものとし、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対し種別の異なる配備体制を指令することができる。
	(1) 警戒配備 企画課長は、町内で別に示す (※) 第0号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度4 (実測値) の地震が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたとき、又は警戒本部を設置するまでに至らないが、災害に対する事前の警戒が必要と認めた場合は、総務課長と協議の上 て 第0号警戒配備態勢の指令を発することができるものとし、配備態勢をとったときは町長及び副町長に報告する。	(1) 警戒配備 企画課長は、町内で別に示す—第0号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度4_____の地震が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたとき、又は警戒本部を設置するまでに至らないが、災害に対する事前の警戒が必要と認めた場合は、総務課長と協議のうえ て 第0号警戒配備態勢の指令を発することができるものとし、配備態勢をとったときは町長及び副町長に報告する。
76	(2) 警戒本部及び特別警戒本部	(2) 警戒本部及び特別警戒本部
	イ 町長は、町内で別に示す (※) 第1号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度4 (実測値) の地震が発生し、かつ被害が発生した場合、震度5弱 (実測値) を観測する地震が発生した場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき(ただし、既に警戒本部以上の体制を設置している場合は、その体制による)又は宮城県に津波警報が発表されたときには、警戒本部を設置し、第1号特別警戒配備態勢の指令を発する。	イ 町長は、町内で別に示す—第1号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度4_____の地震が発生し、かつ被害が発生した場合、_____又は宮城県に津波警報が発表されたときには、警戒本部を設置し、第1号特別警戒配備態勢の指令を発する。
	ロ 町長は、町内で別に示す (※) 第2号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する_____震度5強 (実測値) を観測する地震が発生したとき又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、特別警戒本部を設置し、第2号特別警戒配備態勢の指令を発する。	ロ 町長は、町内で別に示す—第2号特別警戒配備態勢の配備基準に該当する震度5弱又は震度5強_____を観測する地震が発生したとき_____には、特別警戒本部を設置し、第2号特別警戒配備態勢の指令を発する。

頁	改 正 (新)						現 行 (旧)					
	ハ 略						ハ 略					
	(3) 災対本部 町長は、町内で別に示す (※) 第3号非常配備態勢の配備基準に該当する震度6弱 (実測値) 以上の地震が観測されたとき、 <u>又は県内市町村が緊急安全確保を発令したときは</u> 、災対本部を設置し、第3号非常配備態勢の指令を発する。						(3) 災対本部 町長は、町内で別に示す—第3号非常配備態勢の配備基準に該当する震度6弱_____以上の地震が観測されたとき_____は、災対本部を設置し、第3号非常配備態勢の指令を発する。					
	(4) 略						(4) 略					
	<u>(※) 地-77 及び地-78 災害時の職員の配備体制の基準・内容等を参照</u>						<u>(新規)</u>					
	3 略						3 略					
77	4 各配備態勢下での活動						4 各配備態勢下での活動					
	(1) ~ (4) 略						(1) ~ (4) 略					
78	(5) 略 災害時の職員の配備体制の基準・内容等						(5) 略 災害時の職員の配備体制の基準・内容等					
	区分	配備基準		配備 内容	配備該當者		本部 体制	備考				
		風水 害等 災害	地震 災害		津波 災害							
	警戒 配備	第 0 号	略	略	略	企画課、総務課、 <u>地域イバーション推進課、税務課、</u> 町民生活課、健康福祉課、建設課、上下水道課、産業振興課、会計課、教育局、消防団長、女川消防署長の所要人員※風水害等災害2を除き、勤務時間外においては自動発令		略				
	略											
	略											
	略											
79	5 略						5 略					
	第4～第10 略						第4～第10 略					
83	第2節 情報の収集・伝達						第2節 情報の収集・伝達					
	第1 略						第1 略					

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)																				
	第2 緊急地震速報	第2 緊急地震速報																				
	1～2 略	1～2 略																				
	3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした <u>とき</u> は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。 緊急地震速報の入手場所と取るべき行動の具体例 <table border="1"><thead><tr><th>入手場所</th><th>とるべき行動の具体例</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	入手場所	とるべき行動の具体例	略	略	略	略	略	略	略	略	3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動 緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした <u>時</u> は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。 緊急地震速報の入手場所と取るべき行動の具体例 <table border="1"><thead><tr><th>入手場所</th><th>とるべき行動の具体例</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	入手場所	とるべき行動の具体例	略	略	略	略	略	略	略	略
入手場所	とるべき行動の具体例																					
略	略																					
略	略																					
略	略																					
略	略																					
入手場所	とるべき行動の具体例																					
略	略																					
略	略																					
略	略																					
略	略																					
84	第3 地震・津波情報																					
	1 情報の種類	1 情報の種類																				
85	(1) 地震情報の種類と内容	(1) 地震情報の種類と内容																				
	<table border="1"><thead><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (津波警報<u>・</u>注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」<u>又</u>は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr></tbody></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>・</u> 注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」 <u>又</u> は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	<table border="1"><thead><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 (津波警報<u>または</u>津波注意報を発表した場合は発表しない)</td><td>「津波の心配がない」<u>または</u>「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr></tbody></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>または</u> 津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」 <u>または</u> 「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。		
地震情報の種類	発表基準	内容																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																				
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>・</u> 注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」 <u>又</u> は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																				
地震情報の種類	発表基準	内容																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。																				
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報 <u>または</u> 津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」 <u>または</u> 「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																				

頁	改 正 (新)		現 行 (旧)	
	<p>震源・震度に関する情報</p> <p>震度 1 以上</p> <p>津波警報・注意報</p> <p>発表又は若干の海面変動が予想されたとき</p> <p>緊急地震速報（警報）一発表時</p>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した<u>地点と観測した震度</u>を発表。</p> <p>それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。</p> <p>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・<u>地点名</u>を発表。</p>	<p>震源・震度に関する情報</p> <p>以下のいずれかを満たした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 震度 1 以上 津波警報または津波注意報 発表または若干の海面変動が予想される場合 緊急地震速報（警報）を発表した場合 	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した<u>地域名と市町村名</u>を発表。</p> <p>それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</p>
	(削除)	(削除)	各地の震度に関する情報 (注)	<p>震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</p> <p>震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</p> <p>地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</p>
	推計震度分布図	震度 5 弱以上	推計震度分布図	<p>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。</p> <p>震度 5 弱以上</p>

頁	改 正 (新)		現 行 (旧)	
	長周期地震動に関する観測情報	<p>・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</p> <p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 <u>(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)</u></p>	長周期地震動に関する観測情報	<p>・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合</p> <p>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</p>
	遠地地震に関する情報	<p>・マグニチュード 7.0 以上</p> <p>・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</p> <p><u>(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある)</u></p> <p>国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表※。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表</p>	遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</p> <p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は 1 時間半～2 時間程度で発表</p>
	その他の情報	<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>	その他の情報	<p>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</p> <p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>
	<u>(削除)</u>		<p>(注) 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</p> <p>また、気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。</p>	

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
86	(2) ~ (3) 略	(2) ~ (3) 略
88	2~5 略	2~5 略
	第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報	第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報
	1 情報 <u>発表基準</u>	1 情報 <u>発信条件</u>
	_____北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw(モーメントマグニチュード)7.0以上の地震が発生した場合に、情報が <u>発表</u> される。	(1) _____北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw(モーメントマグニチュード)7.0以上の地震が発生した場合に、情報が <u>発信</u> される。
	_____なお想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に <u>限り</u> 、 <u>発表</u> される。	(2) _____なお想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に_____、 <u>情報が発信</u> される。
89	2 情報 <u>発表</u> の流れ 気象庁において一定精度のMwを推定(地震発生後15分~2時間程度)し、情報 <u>発表</u> の <u>基準</u> を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が <u>発表</u> される。	2 情報 <u>発表発信</u> の流れ 気象庁において一定精度のMwを推定(地震発生後15分~2時間程度)し、情報 <u>発信</u> の <u>条件</u> を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が <u>発信</u> される。
	3 情報の解説及び防災対応の呼び <u>掛け</u> 内容	3 情報の解説及び防災対応の呼び <u>かけ</u> 内容
	(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の <u>発表</u> と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び <u>掛け</u> 」が行われる。	(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の <u>発信</u> と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼び <u>かけ</u> 」が行われる。
	(2) 略	(2) 略
	4 情報に関する留意事項	4 情報に関する留意事項
	(1) 略	(1) 略
	(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。	(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。
	イ～ロ 略	イ～ロ 略
	ハ <u>後発</u> 地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。	ハ _____地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	二～チ 略	二～チ 略
	第5 災害情報収集・伝達	第5 災害情報収集・伝達
90	1 略	1 略
	2 収集すべき災害情報等の内容	2 収集すべき災害情報等の内容
	(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
91	<p><u>(6) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。</u></p>	<u>(新規)</u>
	<p><u>(7) 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。町は県と協力し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。</u></p>	<u>(新規)</u>
	<p><u>(8) 町又は県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災I o Tシステム等を活用し、首相官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有提供を図る。</u></p>	<u>(新規)</u>
	<p><u>(9) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町、県及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて併せて、町に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。</u></p>	<u>(新規)</u>
	<p><u>(10) 町及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況もあわせて収集す</u></p>	<u>(新規)</u>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)
	る。	
92	3～7 略 第6 通信・放送施設の確保 1 防災広報無線施設等 (1) 略 (2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行うとともに、代替通信経路を確保する。 (3) 略	3～7 略 第6 通信・放送施設の確保 1 防災広報無線施設等 (1) 略 (2) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行う_____。 (3) 略
	(削除)	(4) 県防災行政無線は、県はじめ関係機関との重要な情報連絡手段であることから、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。
93	第7～第8 略 第3節 災害広報活動	第7～第8 略 第3節 災害広報活動
	第1 目的 町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難情報の状況、安否情報等その時に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に提供するものとする。 また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。 <u>なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。</u>	第1 目的 町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難情報の状況、安否情報等その時に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切に提供するものとする。 また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
97	第2～第8 略 第4節～第8節 略	第2～第8 略 第4節～第8節 略
106	第9節 ヘリコプターの活動 第1～第2 略	第9節 ヘリコプターの活動 第1～第2 略
	第3 活動内容	第3 活動内容

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p><u>ヘリコプター</u>を有する防災関係機関は、「(災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれの<u>ヘリコプター</u>の機動性等を<u>生かし</u>、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</p>	<p>_____を有する防災関係機関は、「(災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれの_____の機動性等を<u>生かし</u>、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</p>
	第4～第6 略	第4～第6 略
107	第10節～第11節 略	第10節～第11節 略
	第1～第9 略	第1～第9 略
111	第12節 避難活動	第12節 避難活動
	第1～第2 略	第1～第2 略
	<p>第3 避難の指示等</p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大を防止するため必要と認められる場合は、速やかに避難情報を発令する。</p> <p>さらに、町は、<u>避難情報の発令</u>に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>	<p>第3 避難の指示等</p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大を防止するため必要と認められる場合は、速やかに避難情報を発令する。</p> <p>さらに、町は、<u>避難の指示等を行う</u>に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</p>
	1 略	1 略
112	<p>2 町長_____の役割</p> <p>町長（以下、本節において「本部長」という。）は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに<u>避難情報の発令</u>を行うとともに、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立<u>ち</u>入りの制限、禁止又は退去命令を行う。</p> <p><u>3 県知事の役割</u></p> <p>また、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は本部長に代わって<u>避難情報の発令</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。</p>	<p>2 町長<u>及び県知事</u>の役割</p> <p>町長（以下、本節において「本部長」という。）は、大規模地震に起因して住民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに<u>避難の指示</u>を行うとともに、警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立<u>入</u>りの制限、禁止又は退去命令を行う。</p> <p>また、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は本部長に代わって<u>避難の指示</u>に関する措置の全部又は一部を実施する。</p>
	<p><u>4 洪水等に係る指示</u></p> <p>洪水等に係る指示は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (5) 洪水等に係る指示」を準用する。</p>	<p><u>3 洪水等に係る指示</u></p> <p>洪水等に係る指示は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (4) 洪水等に係る指示」を準用する。</p>

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)												
	<p><u>5 警察への協力要請</u> 警察への協力要請は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (6) 警察の役割」を準用する。</p>	<p><u>4 警察への協力要請</u> 警察への協力要請は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (5) 警察の役割」を準用する。</p>												
	<p><u>6 石巻海上保安署(宮城海上保安部)の役割</u> 石巻海上保安署(宮城海上保安部)の役割は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (7) 石巻海上保安署(宮城海上保安部)の役割」を準用する。</p>	<p><u>5 石巻海上保安署(宮城海上保安部)の役割</u> 石巻海上保安署(宮城海上保安部)の役割は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (6) 石巻海上保安署(宮城海上保安部)の役割」を準用する。</p>												
	<p><u>7 自衛隊の役割</u> 自衛隊の役割は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (8) 自衛隊の役割」を準用する。</p>	<p><u>6 自衛隊の役割</u> 自衛隊の役割は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第4節 第4 避難の指示等 1 実施責任者 (7) 自衛隊の役割」を準用する。</p>												
	第4 避難指示 <u>等</u> の内容及び周知	第4 避難指示 <u>等</u> の内容及び周知												
	1 略													
113	2 高齢者等避難及び避難指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。	2 高齢者等避難及び避難指示の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th><u>居住者等がとるべき行動等</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td><u>災害のおそれあり</u></td> <td> <p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望 </td></tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	<u>居住者等がとるべき行動等</u>	高齢者等避難	<u>災害のおそれあり</u>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発令時の状況</th> <th><u>住民に求められる行動</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td></td> <td> <p>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者(高齢者、障がい者、傷病者、妊娠産婦等)が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 <p>・他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> </td></tr> </tbody> </table>	区分	発令時の状況	<u>住民に求められる行動</u>	高齢者等避難		<p>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者(高齢者、障がい者、傷病者、妊娠産婦等)が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 <p>・他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p>
区分	発令時の状況	<u>居住者等がとるべき行動等</u>												
高齢者等避難	<u>災害のおそれあり</u>	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 <p>※避難を完了させるのに時間をする在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望 												
区分	発令時の状況	<u>住民に求められる行動</u>												
高齢者等避難		<p>要配慮者、特に避難行動に時間を要する者(高齢者、障がい者、傷病者、妊娠産婦等)が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 <p>・他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p>												

頁	改 正 (新)		現 行 (旧)
		正しい。 _____	_____ ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
	避難指示	災害のおそれ高い _____	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 _____
			通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況 _____
	3～6 略	3～6 略	_____
114	第5～第11 略	第5～第11 略	_____
117	第13節～第17節 略	第13節～第17節 略	_____
122	第18節 家庭動物の収容対策 家庭動物の収容対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第21節 家庭動物の収容対策」を準用する。	第18節 愛玩の収容対策 愛玩動物の収容対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第21節 愛玩動物の収容対策」を準用する。	_____
123	第19節～第21節 略	第19節～第21節 略	_____
126	第22節 災害廃棄物処理活動	第22節 災害廃棄物処理活動	_____
	第1～第2 略	第1～第2 略	_____
	第3 処理方法	第3 処理方法	_____

頁	改 正 (新)	現 行 (旧)						
	1 略	1 略						
	2 災害廃棄物	2 災害廃棄物						
	(1) ~ (2) 略	(1) ~ (2) 略						
	(3) 障害物の除去	(3) 障害物の除去						
	イ 道路に堆積された障害物	イ 道路に堆積された障害物						
	(イ) 略	(イ) 略						
	(ロ) 宮城県東部土木事務所は、県道及び県管轄国道の障害物を除去する。	(ロ) _____ 東部土木事務所は、県道及び県管轄国道の障害物を除去する。						
	ロ～ホ 略	ロ～ホ 略						
127	<p>(4) 災害時におけるがれき発生量の推計 災害時に解体建物等から排出される多量のがれきの発生量は、<u>災害廃棄物対策指針（環境省、令和5年4月）</u>の災害廃棄物全体量 推計式を参考として推計する。 <u>(削除)</u></p>	<p>(4) 災害時におけるがれき発生量の推計 災害時に解体建物等から排出される多量のがれきの発生量は、_____ 次により推計する。</p> <p><u>がれきの発生量 (t) = 解体棟数 (棟) × 発生原単位 (t／棟)</u> <u>発生原単位</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物の状況</th> <th>発生原単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 壊</td> <td>117t／棟</td> </tr> <tr> <td>半 壊</td> <td>23t／棟</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(出典:「災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）」資料)</u></p>	建物の状況	発生原単位	全 壊	117t／棟	半 壊	23t／棟
建物の状況	発生原単位							
全 壊	117t／棟							
半 壊	23t／棟							
	3～4 略	3～4 略						
	第4～第5 略	第4～第5 略						
128	第23節 教育活動	第23節 教育活動						
	第1～第3 略	第1～第3 略						
	<p>第4 避難措置 学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は町長等が避難_____の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。</p>	<p>第4 避難措置 学校等の校長等は、地震災害が発生した場合又は町長等が避難<u>情報</u>の指示等を行った場合等においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講ずる。</p>						

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	1～4 略	1～4 略
129	第5～第13 略	第5～第13 略
131	第24節 略	第24節 略
132	第25節 公共土木施設等の応急対策	第25節 公共土木施設等の応急対策
	第1 略	第1 略
	第2 交通対策 <u>交通対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 交通対策」を準用する。</u>	第2 交通対策 <u>(略)</u>
	第3 道路施設	第3 道路施設
	1 略	1 略
	2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保 交通の確保及び緊急輸送体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保」を準用する。	2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保 交通の確保及び緊急輸送体制の確保は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 2 交通の確保及び緊急輸送体制の確保」を準用する。
	3 二次災害の防止対策 二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。	3 二次災害の防止対策 二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。
	4 対策情報の共有化 対策情報の共有化は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 4 対策情報の共有化」を準用する。	4 対策情報の共有化 対策情報の共有化は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 4 対策情報の共有化」を準用する。
	5 林道の確保等 林道の確保等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第3 道路施設 5 林道の確保等」を準用する。	5 林道の確保等 林道の確保等は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第2 道路施設 5 林道の確保等」を準用する。
133	第4 海岸保全施設	第4 海岸保全施設
	1 略	1 略
	2 重要施設等の応急復旧 重要施設等の応急復旧は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節	2 重要施設等の応急復旧 重要施設等の応急復旧は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	第 <u>4</u> 海岸保全施設 2 重要施設等の応急復旧」を準用する。	第 <u>3</u> 海岸保全施設 2 重要施設等の応急復旧」を準用する。
	3 二次災害の防止対策 二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第 <u>4</u> 海岸保全施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。	3 二次災害の防止対策 二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第 <u>3</u> 海岸保全施設 3 二次災害の防止対策」を準用する。
	第5 河川管理施設	第5 河川管理施設
	1 略	1 略
	2 二次災害の防災対策 二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第 <u>5</u> 河川管理施設 2 二次災害の防止対策」を準用する。	2 二次災害の防止対策 二次災害の防止対策は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第 <u>4</u> 河川管理施設 2 二次災害の防止対策」を準用する。
	第6 砂防 <u>等</u> 関係施設 <u>町は、県とともに地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。</u>	第6 砂防 <u>・地すべり・治山</u> 関係施設 <u>砂防・地すべり・治山関係施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第5 砂防・地すべり・治山関係施設」を準用する。</u>
	第7 林道、治山施設 <u>町は、県とともに地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検応急復旧を実施する。</u>	(新規)
	1 二次災害の防止対策 <u>二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。</u>	(新規)
	2 応急復旧 <u>林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。</u>	(新規)
134	第8 港湾及び漁港施設 町及び施設管理者は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）早急に港湾・漁港施設の被災状況を把握し、二次災害につなが	第7 港湾及び漁港施設 町及び施設管理者は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）早急に港湾・漁港施設の被災状況を把握し、二次災害につなが

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>る可能性のある箇所を発見するため、パトロール等により施設の機能及び安全性等の緊急点検を実施する。</p> <p>緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については、危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置を行う。</p> <p>なお、港湾及び漁港施設は、<u>地震災害</u>後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い施設から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送及び最小限度の物流機能の確保に最大限努める。</p> <p>また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期修復に努める。</p>	<p>る可能性のある箇所を発見するため、パトロール等により施設の機能及び安全性等の緊急点検を実施する。</p> <p>緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については、危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置を行う。</p> <p>なお、港湾及び漁港施設は、<u>震災</u>後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い施設から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送及び最小限度の物流機能の確保に最大限努める。</p> <p>また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期修復に努める。</p>
	<p>第<u>9</u> 農地_____</p> <p>農地_____は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第<u>9</u> 農地_____」を準用する。</p>	<p>第<u>9</u> 農地、<u>農業施設</u></p> <p>農地、<u>農業施設</u>は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第<u>7</u> 農地、<u>農業施設</u>」を準用する。</p>
	<p>第<u>10</u>節 都市公園施設</p> <p>都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第<u>10</u> 都市公園施設」を準用する。</p>	<p>第<u>9</u>節 都市公園施設</p> <p>都市公園施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第<u>8</u> 都市公園施設」を準用する。</p>
	<p>第<u>11</u> 廃棄物処理施設</p> <p>廃棄物処理施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第<u>11</u> 廃棄物処理施設」を準用する。</p>	<p>第<u>10</u> 廃棄物処理施設</p> <p>廃棄物処理施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第17節 第<u>9</u> 廃棄物処理施設」を準用する。</p>
	<p>第<u>12</u> 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定<u>等</u>の実施 略</p>	<p>第<u>11</u> 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定<u>等</u>の実施 略</p>
135	第26節 ライフライン施設等の応急復旧	第26節 ライフライン施設等の応急復旧
	第1～第4 略	第1～第4 略
	第5 液化石油ガス施設	第5 液化石油ガス施設
	1 略	1 略
	2 液化石油ガス販売事業者の対策	2 液化石油ガス販売事業者の対策
	(1) 応急措置と応援要請 直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給	(1) 応急措置と応援要請 直ちに情報の収集（電話等）を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給

頁	改 正(新)	現 行(旧)
	<p>先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会の河北女川支部（支部長）及び宮城県LPガス保安センター協同組合第2支所に連絡する。</p> <p><u>供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県LPガス協会の河北女川支部（支部長）及び宮城県LPガス保安センター協同組合第2支所に応援要請の措置をとる。</u></p>	<p>先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県LPガス協会の河北女川支部（支部長）及び宮城県LPガス保安センター協同組合第2支所に連絡する。</p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p> <p><u>_____</u></p>
	(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
	<u>(削除)</u>	<u>3 (一社)宮城県LPガス協会の対策</u>
136	<p>第6 電信・電話施設</p> <p><u>電信・電話施設は、「第2編 風水害等災害対策 第2章 第27節 第6 電信・電話施設」を準用する。</u></p>	<p>第6 電信・電話施設</p> <p><u>(略)</u></p>
	第7 略	第7 略
137	第27節～第30節 略	第27節～第30節 略
	第3章 災害復旧・復興対策	第3章 災害復旧・復興対策
147	第1節～第8節 略	第1節～第8節 略